



1 公募受付期間	令和6年2月5日（月）から 令和6年2月9日（金）まで 〔受付時間〕 午前8時30分から午後5時15分まで			
2 申込受付場所	四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 市営住宅課 窓口（4階）			
3 公募戸数	一般世帯向け 合計15戸	三重（3DK）	3戸	中層耐火構造
		前田町（2DK）※①	2戸	中層耐火構造
		大瀬古新町（1DK）※①	3戸	中層耐火構造
		大瀬古新町（3LDK）※②	1戸	中層耐火構造
		楠新浜町（1LDK）	1戸	耐火構造二階建
		曙町（1DK）※①	3戸	中層耐火構造
		曙町（2DK）	2戸	中層耐火構造
	多人数世帯向け （子育て）	坂部が丘（5DK）	1戸	簡易耐火構造二階建
		あさけが丘（4DK）	1戸	中層耐火構造
		高花平（5DK）	1戸	中層耐火構造
	高齢者世帯向け	三重（3K）	1戸	簡易耐火構造平屋建
		三重（3K・3DK）	2戸	中層耐火構造
		坂部が丘（2DK）※③	1戸	簡易耐火構造平屋建
	障害者世帯向け	三重（3K）	1戸	簡易耐火構造平屋建
		坂部が丘（2DK）※③	1戸	簡易耐火構造平屋建
	単身者向け	前田町（2DK）※①	2戸	中層耐火構造
		大瀬古新町（1DK）※①	3戸	中層耐火構造
		曙町（1DK）※①	3戸	中層耐火構造
4 申込資格	一般世帯向け	右の（1）から（7）のすべての条件に該当する方	（1）市内に住所又は勤務場所を有する方 （2）現に同居し、又は同居しようとする親族がある方（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、その他婚姻の予定者を含む。） ※①前田町、曙町（1DK）、大瀬古新町（1DK）については、単身者向けの条件を満たす方も申込み可能 ※②大瀬古新町（3LDK）については、本人を含め4人以上の世帯のみ申し込み可能 （3）申込者及び入居親族の収入合計額が公営住宅法施行令で定める計算により、本来階層については月額158,000円以下、裁量階層については月額259,000円以下の方 （4）現に住宅に困っていることが明らかな方 （5）市区町村税を完納している方（ただし、市区町村税を免除されている方はこの限りでない。） （6）次に掲げるいずれにも該当しないこと（ともに連帯保証人を含む） ア 過去において市営住宅に入居していた方であって、現に未納の家賃、損害賠償金その他費用負担の義務がある方 イ 過去において市営住宅に入居していた方であって、当該住宅の使用に係る債務を免れたこと（条例第22条の規定により家賃を減免された場合を除く）がある方 （7）申込者若しくは入居しようとする親族が暴力団員でないこと	
4 申込資格	多人数世帯向け（子育て）	右の（1）から（7）のすべての条件に該当する方	（1）市内に住所又は勤務場所を有する方 （2）現に同居し、又は同居しようとする親族が、本人を含め5名以上かつ中学生以下の子どもが1名以上ある者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、その他婚姻の予定者を含む。） ただし、次のいずれかに該当する世帯は中学生以下の子どもを1名以上含む4人以上の者 （イ）高齢者世帯向けの申込条件（2）を満たす世帯 （ロ）障害者世帯向けの申込条件（申込者または同居者に1～4級の身体障害者手帳・療育手帳・1～2級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方のいる）を満たす世帯 （3）申込者及び入居親族の収入合計額が公営住宅法施行令で定める計算により、本来階層については月額158,000円以下、裁量階層については月額259,000円以下の方 （4）現に住宅に困っていることが明らかな方 （5）市区町村税を完納している方（ただし、市区町村税を免除されている方はこの限りでない。） （6）次に掲げるいずれにも該当しないこと（ともに連帯保証人を含む） ア 過去において市営住宅に入居していた方であって、現に未納の家賃、損害賠償金その他費用負担の義務がある方 イ 過去において市営住宅に入居していた方であって、当該住宅の使用に係る債務を免れたこと（条例第22条の規定により家賃を減免された場合を除く）がある方 （7）申込者若しくは入居しようとする親族が暴力団員でないこと	

	高齢者世帯向け	右の（１）から（７）のすべての条件に該当する方	（１）市内に住所又は勤務場所を有する方 （２）本人が６０歳以上で次のいずれかに該当する同居者又は同居しようとする親族がある方 （イ）配偶者 （ロ）１８歳未満の方 （ハ）１～４級の身体障害者手帳を持つ方 （ニ）療育手帳を持つ方 （ホ）１～３級の精神障害者保健福祉手帳を持つ方 （ヘ）６０歳以上の方 ※③坂部が丘（２ＤＫ）は単身者向けの条件を満たす人も申込みできます。 （３）申込者及び入居親族の収入合計額が公営住宅法施行令で定める計算により、本来階層については月額 158,000円以下、裁量階層については月額 259,000円以下の方 （４）現に住宅に困っていることが明らかな方 （５）市区町村税を完納している方（ただし、市区町村税を免除されている方はこの限りでない。） （６）次に掲げるいずれにも該当しないこと（ともに連帯保証人を含む） ア 過去において市営住宅に入居していた方であって、現に未納の家賃、損害賠償金その他費用負担の義務がある方 イ 過去において市営住宅に入居していた方であって、当該住宅の使用に係る債務を免れたこと（条例第２２条の規定により家賃を減免された場合を除く）がある方 （７）申込者若しくは入居しようとする親族が暴力団員でないこと
	障害者世帯向け	右の（１）から（８）のすべての条件に該当する方	（１）市内に住所又は勤務場所を有する方 （２）現に同居し、又は同居しようとする親族がある方（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、その他婚姻の予定者を含む。） （３）本人又は同居者が１～４級の身体障害者手帳・療育手帳・１～２級の精神障害者保健福祉手帳を持つ方 ただし、車いす対応住宅の場合は、本人又は同居者が１～３級の身体障害者手帳を持ち、常時車いすを使って生活している方 （４）申込者及び入居親族の収入合計額が公営住宅法施行令で定める計算により月額 259,000円以下の方 （５）現に住宅に困っていることが明らかな方 （６）市区町村税を完納している方（ただし、市区町村税を免除されている方はこの限りでない。） （７）次に掲げるいずれにも該当しないこと（ともに連帯保証人を含む） ア 過去において市営住宅に入居していた方であって、現に未納の家賃、損害賠償金その他費用負担の義務がある方 イ 過去において市営住宅に入居していた方であって、当該住宅の使用に係る債務を免れたこと（条例第２２条の規定により家賃を減免された場合を除く）がある方 （８）申込者若しくは入居しようとする親族が暴力団員でないこと
	単身者向け	右の（１）の（イ）から（チ）のいずれかに該当し、かつ、（２）から（７）のすべての条件に該当する方 （身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とする方で、常時介護を受けることができる方は申込み可）	（１）（イ）申込時点で６０歳以上の方 （ロ）身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある方として記載される方で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が公営住宅法施行規則（昭和２６年建設省令第１９号）で定める程度である方 （ハ）戦傷病者特別援護法（昭和３８年法律第１６８号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている方で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が四日市市営住宅条例で定める程度である方 （ニ）原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）第１１号第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方 （ホ）海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していない方 （ヘ）生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第１項に規定する被保護者 （ト）ハンセン病療養所入居者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成１３年法律第６３号）第２条に規定するハンセン病療養所入所者等 （チ）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成１３年法律第３１号）第１条第２項に規定する被害者で四日市市営住宅条例に掲げる条件に該当する方 （２）市内に住所又は勤務場所を有する方 （３）申込者の収入額が公営住宅法施行令で定める計算により、本来階層については月額 158,000円以下、裁量階層については月額 259,000円以下の方 （４）現に住宅に困っていることが明らかな方 （５）市区町村税を完納している方（ただし、市区町村税を免除されている方はこの限りでない。） （６）次に掲げるいずれにも該当しないこと（ともに連帯保証人を含む） ア 過去において市営住宅に入居していた方であって、現に未納の家賃、損害賠償金その他費用負担の義務がある方 イ 過去において市営住宅に入居していた方であって、当該住宅の使用に係る債務を免れたこと（条例第２２条の規定により家賃を減免された場合を除く）がある方 （７）申込者若しくは入居しようとする親族が暴力団員でないこと ※①前田町（２ＤＫ）曙町（１ＤＫ）、大瀬古新町（１ＤＫ）については、一般世帯向けの条件を満たす方も申込み可能 ※③坂部が丘（２ＤＫ）は単身者向けの条件を満たす方も申込み可能
	若年単身者向け	右の（１）から（７）のすべての条件に該当する方	（１）市内に住所又は勤務場所を有する方 （２）申込時点で１８歳以上６０歳未満の方 （３）申込者の収入額が公営住宅法施行令で定める計算により、本来階層については月額 158,000円以下、裁量階層については月額 259,000円以下の方 （４）現に住宅に困っていることが明らかな方 （５）市区町村税を完納している方（ただし、市区町村税を免除されている方はこの限りでない。） （６）次に掲げるいずれにも該当しないこと（ともに連帯保証人を含む） ア 過去において市営住宅に入居していた方であって、現に未納の家賃、損害賠償金その他費用負担の義務がある方 イ 過去において市営住宅に入居していた方であって、当該住宅の使用に係る債務を免れたこと（条例第２２条の規定により家賃を減免された場合を除く）がある方 （７）申込者若しくは入居しようとする親族が暴力団員でないこと